静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、 静岡市職員(非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対 応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 障害者 法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 障害 法第2条第1号に規定する障害をいう。
- (3) 社会的障壁 法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、法第7条第1項の規定の趣旨にのっとり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

- 第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、法第7条第2項の規定の趣旨にのっとり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。
- 2 市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者(法第2条第7号に規定する事業者をいう。)に委託等をする場合は、業務の実施に当たり提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、行政機関等(法第2条第3号に規定する行政機関等をいう。)に準じた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めるものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、所属の長の職にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に定める 事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなけ ればならない。

- (1)日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2)障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認し、対処すること。
- (3) 不当な差別的取扱いの事実又は合理的配慮の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して適切な指導を行うこと。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制)

- 第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等については、各課かいにおいて対応をすることを原則とする。ただし、担当部署が不明確な場合等にあっては、保健福祉長寿局健康福祉部<u>障害福祉企画課</u>又は保健衛生医療部精神保健福祉課がこれを受け付け、担当の課かいへ取り次ぐ役割を担うものとする。
- 2 前項本文の規定による対応を行った各課かいの監督者は、当該対応の内容について、相 談等対応報告書(別記様式)により保健福祉長寿局健康福祉部<u>障害福祉企画課長</u>に報告す るものとする。
- 3 前項の規定による報告に係る対応の事例は、相談者のプライバシーに配慮しつつ情報 共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、市長は、職員に対し、必要な研修・ 啓発を行うものとする。

(マニュアル等)

- 第8条 市長は、この要領の施行に関し、職員が適切に対応するために必要な留意事項や具体例等を示したマニュアル等を定めるものとする。
- 2 前項のマニュアル等については、必要に応じて各部局ごとに定めることができる。 附 則
 - この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第号年月日

(宛先) 障害福祉企画課長

所属長

職名氏名

相談等対応報告書

障害を理由とする差別に関する相談等について、下記のとおり報告します。

記

- 1 所属
- (1)課かい名(施設名)
- (2) 担当者・電話番号
- 2 相談者等の障害の区分

視覚・聴覚・肢体・知的・精神・その他(

- 3 相談等
- (1) 相談等を受けた日
- (2) 相談等の内容
- (3) 対応内容